

## 市場デリバティブ取引に係るご注意

インターラクティブ・ブローカーズ証券株式会社

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。
- 本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の A D R  
(注) 機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

**特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター**

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

## 有価証券関連外国市場デリバティブ取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、有価証券関連外国市場デリバティブ取引（以下“外国市場デリバティブ”）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 外国市場デリバティブ取引とは、海外金融商品市場において上場されている、ある金融商品を、将来のあらかじめ定められた期日に、現時点で定めた約定価格に基づき売買することを契約する取引です。ただし、期日まで待たずに、当該取引の目的となっている金融商品の反対売買（買い方の場合は転売、売り方の場合は買戻し）を行うことで、差金の授受による決済を行ない、契約を解消することも可能です。
- 外国市場デリバティブ取引には、現物先物取引及び指数先物取引とがありますが、指数先物取引においては、金融指標として約定する数値を対象商品としたものであり、現物の実際の受渡しは行なわれないため、期日までに反対売買によって決済されなかった場合には、契約時の約定価格とかかる期日における現実の金融指標の数値（最終清算値( S O Q )）の差額を受払いすることで、差金決済が行われます。なお、当社で取り扱う外国市場デリバティブ取引は、海外金融商品取引所に上場された株価指数を対象商品とする当該海外金融商品取引所を通じた取引所取引に限られます。
- 外国市場デリバティブ取引は証拠金取引であるため、取引の対象となる総取引金額は、商品によつては取引に際して預託すべき証拠金の数十倍程度となるものもあります。したがって、相場が予測に反して推移した場合には損失が発生する可能性があり、価格変動の幅が小さくても総取引金額では大きな額の変動となるため、相場の変動の幅によっては損失が預託した証拠金を上回るおそれがあります。
- 外国市場デリバティブ取引は、多額の利益が得られることがある反面、多額の損失が発生する可能性を併せ持つ取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

## 手数料など諸費用について

外国市場デリバティブ取引を行うにあたっては、別紙「手数料ガイドライン」に記載の料率、額及び方法により取引手数料等をいただきます。

## 証拠金について

- ・ 外国市場デリバティブ取引を行うにあたっては、当社ウェブサイトに掲載されている証拠金を担保として差し入れていただきます。
- ・ 外国市場デリバティブ取引で必要な証拠金の額は、海外金融商品市場である各海外金融商品取引所が発表するイニシャル証拠金（当初証拠金）、メンテナンス証拠金（維持証拠金）およびS P A N ®をもとに当社が定めます。

※ S P A N ®とは、Chicago Mercantile Exchange が開発した証拠金計算方法で、The Standard Portfolio Analysis of Risk の略です。

## 外国市場デリバティブ取引のリスクについて

### **【外国市場デリバティブ取引に伴うリスク】**

- ・ 外国市場デリバティブ取引は、海外金融商品市場で行なわれる取引であるため、対象銘柄が国内の金融商品市場の商品と類似しているものであっても、取引時間、注文方法等の取引制度や市場への発注形態等は大きく異なる場合があります。外国市場デリバティブ取引の開始にあたっては、取引制度等を十分に理解する必要があります。

### **【価格変動リスク】**

- ・ 外国市場デリバティブ取引の価格は、対象とする指数（又はその原資産価格）の変動、その他の経済指標、政治情勢等さまざまな要因により上下しますので、これにより損失が生じる場合があります。

### **【証拠金取引に伴うリスク】**

- ・ 外国市場デリバティブ取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、外国市場デリバティブ取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に理解する必要があります。
- ・ 市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、短期間のうちに証拠金の大部分又はそのすべてを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されません。

- ・ 外国市場デリバティブ取引にかかる対象指数（及びその原資産価格）の相場の変動により不足額が発生したときは、リクイデーションシステムによる反対売買を行つ場合があります。また、所定の时限までに証拠金の差入れ又は預託がなされない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、計算上の損失が生じている状態で建玉の一部又は全部を決済される場合もあります。この場合、その決済で生じた損失についてお客様が責任を負うことになり、口座にお預りの現物株式等がある場合には、当該現物株式を当社の判断で売却し、当該損失に充当する場合があります。
- ・ 海外金融商品取引市場は、当該取引所における取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合や、外国金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、独自に証拠金額の引上げ等の規制措置を取ることがあります。そのため、このような場合にも証拠金の追加差入れ又は追加預託等が必要となる場合があります。

#### 【リクイデーションシステムについて】

- ・ 当社において行う外国市場デリバティブ取引では、当社独自のリクイデーションシステムを採用しており、お客様の取引時間中の証拠金余力をリアルタイムでモニターしています。お客様が証拠金不足に陥った場合は、当社にて証拠金不足が解消されるまで、当社の任意にて、お客様が保有されている商品の反対売買を行います。その場合、当社はお客様に通知することなくお客様の保有されている全建玉を反対売買できるものとし、その結果生じた損失はお客様の負担となります。なお、反対売買においては、当社が指定する商品および順序にて執行しますが、お客様が反対売買を最後に行う商品を指定していただくことも可能です。ただし、商品をご指定いただいた場合であっても、お客様の口座状況や、相場が急激に変動した場合には、必ずしもお客様の指定どおりの順序等において反対売買が執行されず、当社の判断した順序等において反対売買が執行されることがあります。
- ・ 当社では、独自のリクイデーションシステムを採用していますが、相場が急激に変動した場合や反対売買注文の全数量が約定しない等の場合には、損失を一定の範囲内に抑えることができない場合があります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

#### 【市場環境の変化に伴うリスク】

- ・ 市場の状況によっては、お客様が意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。

- 市場の状況によっては、海外金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。  
その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

### 【マルチカレンシー対応口座及び外国為替取引に関するリスク】

インターラクティブ・ブローカーズ証券株式会社（以下「IBSJ」）マルチカレンシー（多通貨）対応口座では、外国市場デリバティブを多数の外国通貨にてお取引いただくことができます。マルチカレンシーコードのベースカレンシー（基本通貨）は、日本円となります。また、この外国為替取引はスポット取引となります。

IBSJでは、IB プラットフォームより変換いただける商品の全ての通貨によるご入出金に対応しておらず、一部の通貨（以下「取扱い通貨」\*）のみに対応しております。ご入出金頂けない通貨につきましては、取扱い通貨への交換が必要となります。通貨の交換につきましては、ご指示いただいた時点の IB プラットフォームにおける為替レートに手数料を加算した金額にて承ります。また、特定の通貨で発生した IBSJ に対する債務（例えば、金融商品取引の結果として生じるもの）を満たすために必要な外国為替取引を行うことがあります。  
※取扱い通貨の種類につきましては、「よくあるご質問」にてご確認いただけます。

IBSJ のお客様に対する債務は以下のものとなります。

- 日本円又は、
- 預かり金、又は別の通貨に変換された預かり金又は、
- 金融商品取引の結果発生した通貨等、これらの為替取引に関する情報は、カスタマーステートメントに記載されています。

#### 一般的リスク：

外貨建てまたは外国市場で取引されるデリバティブの売買は本質的にリスクが高く、専門知識が必要となります。インターラクティブ・ブローカーズのマルチカレンシー対応口座の利用に際し、お客様は、外国市場デリバティブおよび通貨の取引に伴うリスクを認識し理解していること、および当該リスクを負担するのに十分な資金力を有していることが必要となります。

#### 為替リスク：

外国通貨間の為替レートは、経済、政治、その他の様々な状況により急激に変化することがあり、お客様は、原金融商品の取引から生じる固有の損失リスクに加えて、為替レートの損失リスクにさらされることがあります。お客様がある通貨で資金を預け、異なる通貨建ての

商品を取引する場合、お客様の原資産の損益は、通貨間の為替レートの変動により影響を受ける可能性があります。

#### 通貨の変動 :

お客様がインタラクティブ・ブローカーズの提供する外国為替機能を利用して外貨を売買する場合、外国通貨と基準通貨との間の為替レートの変動により、お客様が外国通貨を基準通貨に戻す際の損失も含め、お客様に大きな損失を与える可能性があります。

#### お客様とインタラクティブ・ブローカーズとの間の外国為替取引について :

お客様がインタラクティブ・ブローカーズと外国為替取引を行う場合、インタラクティブ・ブローカーズはお客様の取引のカウンターパーティとして、インタラクティブ・ブローカーズの関連会社、インタラクティブ・ブローカーズのシステムに相場を入力する他の顧客、または第三者の銀行（インタラクティブ・ブローカーズの「フォレックス・プロバイダー」）と相殺取引を行うことにより当該取引が行われます。このような取引において、フォレックス・プロバイダーは、お客様またはインタラクティブ・ブローカーズに対するファイナンシャル・アドバイザーまたは受託者の立場ではなく、独立した契約上の取引において、インタラクティブ・ブローカーズの相殺取引の相手方になります。フォレックス・プロバイダーは、お客様が入力した外貨取引に実質的なポジションを持ち、市場を形成し、又は類似若しくは経済的に関連する商品を売買する可能性があります。また、インタラクティブ・ブローカーズのフォレックス・プロバイダーは、インタラクティブ・ブローカーズとの外国為替取引に関連するヘッジ取引を含む自己勘定取引を行うことがあります。これにより、お客様が入力した外国為替取引のベースとなる市場価格またはその他の要因、ひいては当該取引の価値に悪影響を与える可能性があります。

#### 外国市場デリバティブ取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

外国市場デリバティブ取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

#### 外国市場デリバティブ取引の仕組みについて

##### **1. 取引の方法**

###### **(1) 取引市場**

外国市場デリバティブ取引では、電子取引システムを通じて、ほぼ24時間注文が執行されます。なお、海外金融商品取引所ではオープンアウトクライと呼ばれる立会取引がありますが、当社取扱の外国市場デリバティブ取引は電子取引システムに限ります。なお、取引時間は各海外金融商品取引所に準じるものとし、当社受注時間については、システムメンテナンス等を除き、原則24時間受付けます。

## (2) 取引の対象

取引対象の外国市場デリバティブ取引は、当社が提供する先物取引及びオプション取引となります。具体的な商品はホームページをご確認ください。

## (3) 取引の期限（最終決済期限）と取引限月

外国市場デリバティブ取引における最終の取引日は、取引所が定める取引最終日のほか、別途当社が定める場合があります。したがいまして、海外金融商品取引所が定める現地時間の最終日等が必ずしも最終取引日又は最終決済期限とはなりませんので、ご注意ください。また、当社では上場されている限月のうち、当社が別途定める限月のみ取引可能としております。取引限月は当社のホームページをご確認ください。

## (4) 制限値幅

各海外金融商品取引所の定めるところにより、値幅の限度を超える値段による取引は行うことができません。制限値幅は適宜に改定され、各取引所のホームページ上に公表されています。

## (5) 取引の一時中断

海外金融商品取引所において、先物価格が大幅に上昇又は下落した場合に投資家が不測の損害を被ることがないよう、原則として、取引を一時中断する制度（サーキットブレーカー制度）が設けられています。

## (6) 注文方法

指値、逆指値、成行注文及び当社が提供しているアルゴ注文をご利用いただけます。また、執行条件は本日中又は GTC (Good Till Cancel) をご利用いただけます。

## (7) 取引規制

海外金融商品市場の取引に異常があると認められる場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取られることがあります。

- a . 制限値幅の変更
- b . 取引時間の変更
- c . 証拠金額の引上げ
- d . 証拠金額の掛け目の引上げ
- e . 決済日時の繰上げ
- f . 注文発注の制限
- g . 建玉制限
- h . 市場の閉鎖

#### (8) 取引の制限

お客様が法令諸規則、当社ルール海外証券先物取引等口座設定約諾書の規定に違反したとき又は当社に対する債務履行を怠ったとき、その他当社がお客様との取引継続が困難であると合理的に判断した場合には、取引を制限又は禁止させていただきます。その場合、お客様は直ちに期限の利益を喪失します。また、お客様が死亡又は制限行為能力者と判断された場合、若しくはお客様につき支払いの停止、支払い不能、又は破産手続開始、再生手続開始の申立があり 30 日以内に却下・取下げがされない場合にも期限の利益を喪失します。

### 2. 決済の方法

#### (1) 転売又は買戻しによる決済（反対売買による決済）

外国市場デリバティブ取引について、買建玉（又は売建玉）を保有する投資者は、最終の取引日までに転売（又は買戻し）を行い、新規の買付け（又は売付け）を行ったときの約定数値と転売（又は買戻し）を行ったときの約定数値との差に相当する金銭を授受することにより決済することができます。※外国市場デリバティブ取引では、同一銘柄の両建て（買建玉と売建玉を同時に保有すること）を行うことはできません。保有できる建玉は、限月ごとに買建玉または売建玉のどちらか一方となります。

#### (2) 最終清算値(S O Q)による決済（最終決済(S O Q 決済)）

最終の取引日までに反対売買により決済されなかった建玉は、新規の売付け又は買付けを行ったときの約定数値と最終清算値(S O Q)（取引所が定める日の指標構成銘柄の取引所が定める価格に基づいて算出する特別な指標。以下同じ。）との差に相当する金銭を授受することにより決済されます。

#### (3) 最終取引日決済未了による強制決済

(1)及び(2)にかかわらず、当社は当社の判断で最終取引日を定める場合があります、その当社の定める最終の取引日を過ぎて未決済建玉がある場合は、一部の商品においては、当社の判断でお客様の計算により反対売買を行います。取引最終日を過ぎて本決済を取消すことはできません。

### 3. リクイデーションシステムについて

当社は、お客様の損失を一定の範囲内に抑えるための反対売買を行なうかにつき、リアルタイムでモニターを行います。お客様の受入証拠金が不足に陥った場合に、当社の任意にて証拠金不足が解消されるまで、反対売買注文を発注いたします。

### 4. 証拠金について

当社での外国市場デリバティブ取引においては、海外金融商品取引所が定める証拠金所要額の計算方法に準じて当社が別に定める計算方法により算出した当社証拠金所要額以上の金銭を差し入れ又は預託していただく必要があります。差し入れ又は預託していただく証拠金は円での現金です。株券、投資信託受益証券等（代用有価証券）は、証拠金として差し入れ又は預託することはできませんので、あらかじめご了承ください。

### (1) 証拠金の差入れ又は預託

証拠金は、次のように算出された総額の不足金又は現金の不足額のいずれか大きい額以上の額を、不足金が生じた日の翌日までの当社が指定する日時までに差し入れ又は預託してください。なお、当社では完全前受金制度を採用しているため、新規取引を行う時点で算出された証拠金額が必要となります。

\*証拠金は先物・オプション取引口座ごとに計算します。

#### ○ 総額の不足金額

受入証拠金の総額が証拠金所要額を下回っている場合の差額

#### ○ 現金不足金額

証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額と顧客の現金支払予定金額との差額

#### a 証拠金所要額

外国市場デリバティブ取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の i ) から ii ) を差し引いた額

##### i ) S P A N 証拠金額

S P A N 証拠金額は、先物・オプション取引の建玉について、S P A N® により計算した証拠金額です。

##### ii ) ネット・オプション価値の総額

ネット・オプション価値の総額は、買オプション価値の総額から売オプション価値の総額を差し引いて得た額です。買オプション価値及び売オプション価値は、次のとおりです。

#### 買オプション価値の総額

：買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額

#### 売オプション価値の総額

：売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額

\*清算価格は、原則として清算機関が定める理論価格とします。

#### b 受入証拠金の総額

証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額±顧客の現金授受予定額

\*受入証拠金の総額は、先物・オプション取引口座ごとに計算します。

#### \*顧客の現金授受（受領又は支払）予定額

計算上の損益（利益又は損失）額（先物取引の相場の変動に基づく損益額－計算上の利益の払出額）±顧客との間で授受を終了していない先物取引の決済損益額±顧客との間で授受を終了していないオプション取引の取引代金－顧客の負担すべきもので当社が必要と認める額

\*先物取引の相場の変動に基づく損益額は、新規の売付け又は買付けに係る約定数値と前取引日の清算数値との差額に基づき算出されます。なお、他の先物取引を、同じ先物・オプション取引口座において行っている場合には、その損益額を含みます。

なお、証拠金所要額は清算機関の規則に定められた最低基準であり、実際の額は当社が定めます。また、証拠金不足が生じた場合、リクイデーションシステムにより、証拠金不足が解消されるまで、当社の任意にお客様が保有されている商品の反対売買を行います。

差し入れ又は預託した証拠金（顧客の現金支払予定額に相当する部分は除きます。）は、委託分の取引証拠金として、当社の取次先である外国金融商品取引業者に預託します。

#### (2) 計算上の利益の払出し

本取引に係る計算上の利益に相当する額の金銭については、受入証拠金の総額が証拠金所要額を上回っているときの差額を限度として、委託している金融商品取引業者に請求することにより、払出しを受けることができます。

なお、計算上の利益の払出しを行っている場合には、建玉を決済したときの利益額と相殺されます。

#### (3) 証拠金不足発生時の取扱い

当社では追加証拠金の制度を採用していません。そのため、相場変動等により証拠金不足に陥った場合には、当社独自で採用しているリクイデーションシステムにより、当社の任意にお客様が保有されている商品の反対売買を行うことで、不足金の解消を行っています。

リクイデーションシステムは取引時間中にリアルタイムでお客様の証拠金余力をモニターしており、証拠金不足の発生を確認した場合には、当社が指定する商品および順序で反対売買を執行します。お客様において、反対売買を最後に行う商品をして頂くことも可能ですが、口座状況等により、必ずしもお客様の指定どおりの順序等で執行するものを保証するものではありません。

#### (4) 証拠金の返還

当社は、お客様が本取引について、お客様が差し入れた又は預託した証拠金から未履行債務額を控除した額について返還を申し入れたときは、原則として遅滞なく返還します。

#### (5) 証拠金の保管

お客様が当社に差し入れた又は預託した証拠金は、当社の資産と分別して保管します。

### 4. 清算参加者または当社支払不能時等の建玉の処理について

当社が注文を取り次ぐ外国金融商品市場清算参加者に支払不能等の事由が発生した場合には、原則として海外金融商品市場の清算機関が支払不能による売買停止等の措置を講じ、その時に保有している建玉・証拠金については他の清算参加者に移管されますが、お客様の売買が制限され、意図したとおりの売買ができない場合があるほか、建玉の継続保有に支障が生じる場合があります。清算参

加者が経営破綻等に陥った場合には、お客様にとって不測の損失が生じる可能性があります。海外金融商品市場の清算機関による売買停止等の措置が講じられる前であっても、当社が外国金融商品市場清算参加者に継続的に注文を取次ぐことが困難であると当社が判断した場合には、お客様の売買が制限され、意図したとおりの売買ができない場合があるほか、建玉の継続保有に支障が生じる場合があります。当社に支払不能等の事由が発生した場合には、売買停止等の措置が講じられ、当社が取り次ぐ外国金融商品市場清算参加者によって、転売・買戻しが行なわれます。当該処理の結果発生した債務はお客様に帰属し、お客様が当社に差入れた証拠金により相殺されます。相殺後において不足金が発生する場合には、お客様が不足金を支払う義務を負います。

## 5. 海外金融商品市場等による約定取消・価格訂正時の処理について

海外金融商品市場等は、あらかじめ定めたルールにしたがい、約定の取消または約定価格の訂正を行う場合があります。その場合には、当社は、海外金融商品市場等の措置にしたがい、お客様の注文の約定の取消または約定価格の訂正を行います。

## 6. 当社における外国市場デリバティブ取引の海外金融商品市場への発注形態について

当社は海外金融商品市場の清算参加者ではないため、お客様から受託した注文を直接市場に取次ぐことはできず、海外金融商品市場の清算会員である外国金融商品取引業者にお客様から受託した注文を取次ぎます。海外金融商品市場への発注は、かかる外国金融商品取引業者が行います。そのため、当社がお客様の注文を海外金融商品市場の清算会員である外国金融商品取引業者に取次いだ場合には、外国金融商品取引業者に起因する理由により取次注文の市場への発注が遅延した場合や発注が行われない場合でも、当社のシステム障害には該当せず、当社は責任を負いません。

## 7. 当社の取次先について

当社がお客様から受託した注文を取次ぐのは、海外商品市場の清算参加者である外国金融商品取引業者です。

## 8. SGX、CME 及び CFTC（米商品先物取引委員会）等への報告書提出について

SGX、CME 及び CFTC 等の規則により、お客様の外国市場デリバティブ取引の保有建玉が一定枚数以上となると、当社はお客様に代わってお客様の個人情報を含んだ報告書を提出する場合があります。また、当該取引の保有建玉が一定枚数以上となると、お客様ご自身で報告書を作成し、SGX、CME 又は CFTC 等へ提出していただく場合があります。

## 9. 外国市場デリバティブ取引及びその委託に関する主要な用語

- 証拠金（じょうこきん）

先物取引の契約義務の履行を確保するために差し入れ又は預託する金銭をいいます。

- ・ 建玉（たてぎょく）  
先物取引のうち、決済が結了していないものを建玉といいます。また、買付けのうち、決済が結了していないものを買建玉といい、売付けのうち、決済が結了していないものを売建玉といいます。
- ・ 買戻し  
売建玉を決済する（売建玉を減じる）ために行う買付けをいいます。
- ・ 転売  
買建玉を決済する（買建玉を減じる）ために行う売付けをいいます。
- ・ 限月（げんげつ）  
取引の決済期日の属する月をいいます。先物取引では同一商品について複数の限月が設定され、それぞれについて取引が行われます。
- ・ 海外金融商品市場  
国内の金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいいます。

## 10. 外国市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における外国市場デリバティブ取引の金融商品取引契約内容について、概要は以下のとおりです。

- ・ 海外金融商品取引所への発注を行う清算会員への外国市場デリバティブ取引の委託注文の取次ぎ
- ・ 外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 外国市場デリバティブ取引のお取引に関するお客様の金銭又は建玉の管理

## 11. 金融商品取引契約（外国市場デリバティブ取引）に関する租税の概要

個人のお客様に対するに関する課税の概要は、以下のとおりです。

外国市場デリバティブ取引に係る差金等決済から生じた利益は、他の所得と分離して、事業所得又は雑所得として課税の対象とされます。なお、損失が生じた場合には、原則として、他の先物取引等に係る雑所得等との損益通算が可能となります。

法人のお客様に対するに関する課税の概要は、以下のとおりです。

外国市場デリバティブ取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入されます。

なお、当社では税務に関する助言等を行うことができません。お客様ごとに取り扱いが異なる場合もありますので、詳細につきましては、所轄の税務署又は税理士等の専門家にお問い合わせください。

## 12. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外国市場デリバティブ取引を行われる場合は、以下によります。

- ・ ウェブサイトに掲載している「海外証券先物取引等口座設定約諾書」を十分にお読み頂き、内容に同意のうえ電子署名を行い口座開設を行ってください。外国市場デリバティブ取引に関する金銭・建玉は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書についてはその写しを保存してください。
- ・ 外国市場デリバティブ取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- ・ ご注文にあたっては、当社の提供するプログラム「Traders Workstation (TWS)」等から、口座名義人ご本人が入力してご発注ください。
- ・ ご注文にあたっては、委託する取引対象及び限月取引、売付け又は買付けの別、注文数量、価格（指値、成行等）、委託注文の有効期間等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ 注文をするときは、発注時又は所定の日時までに、成立する取引又は成立した取引について新規の売付け、新規の買付け、転売又は買戻しの別を当社に指示してください。
- ・ 注文された外国市場デリバティブ取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、注文画面の「Trade log」に約定内容が表示されます（「取引報告書」の交付）。
- ・ また、外国市場デリバティブ取引が成立した後、その建玉が決済されるまでの間、建玉の内容をご確認いただくため、口座管理ツールである「Account Management」から「Activity Statement」へアクセスしてください（「取引残高報告書」の交付）
- ・ この「取引報告書」及び「取引残高報告書」の内容は、必ずご確認ください。
- ・ 万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社のカスタマーサービスへ直接ご連絡ください。

**当社の概要**

商 号 等	インターラクティブ・ブローカーズ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第187号 農林水産省指令4新食第2087号 20221201商第7号
本店所在地	〒100-6025 東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号 霞が関ビルディング25階
連絡先	03-4590-0707
加入協会	日本証券業協会、日本商品先物取引協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	2,750,520 千円（令和7年10月現在）
主な事業	金融商品取引業、商品先物取引業
設立年月	平成18年8月

**当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口**

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所	〒100-6025 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング25階
電話番号	03-4588-9701
受付時間	平日 9時00分～17時00分（土日祝・年末年始を除く）

**金融ADR制度のご案内**

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く） (FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)